

福島町は浄化槽整備事業を進 清潔で快適な環境づくりと自然環境保全の

●清潔で快適な生活のために

生活雑排水は、河川や排水路の汚濁を進行させ、悪臭や害虫の発生等生活環境を悪化させております。清潔で住みよい環境づくりは、水洗化による生活環境の改善を図ることが大切です。

町では、町が浄化槽の設置工事を行い管理する、浄化槽整備事業を平成23年度から進めております。



●対象区域と整備年度

福島町全地域を対象として行います。整備基数と設置する順番は調整させていただきます。

※新築住宅は、浄化槽本体部分のみの助成となり、水洗化改造工事費に対しての助成は対象となりません。別途早めにご相談ください。

●対象住宅

1. 住まいを目的とした住宅。
2. 工場排水等特殊な排水を伴わない店舗又は事務所等併用住宅。

●浄化槽の設置に必要なことから

1. 浄化槽を設置する土地が無償で使用でき、その承諾がもらえること。
2. 浄化槽を設置する土地に、どうしても避けることのできない障害物が存在しないこと。
(障害物の移設等は使用者の負担となります。)
3. 工事費用を負担できること。

●浄化槽の設置場所と設置に要する面積

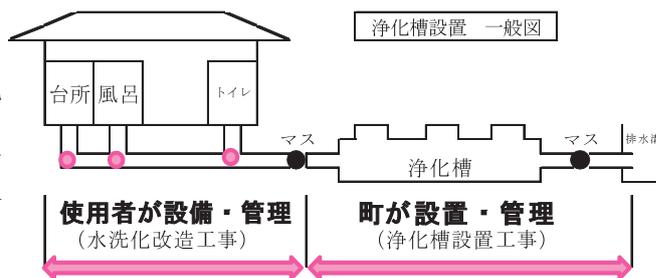
設置を希望する方の敷地内とし、町と用地無償使用貸借契約を結んでいただきます。

浄化槽設置工事に必要な面積は約3坪で、そのうち浄化槽本体の設置スペースは、約自家用車1台分です。

●使用者が設備・管理する部分と町が設置・管理する部分

使用者と町がそれぞれ工事を行い管理する部分は、右記の図のとおりです。

便室の改修・給排水設備など、浄化槽の手前のマスまでが使用者が設備し管理を行います。町は、浄化槽から排水溝までの整備と管理を行います。



●使用者が工事費用に対し負担する経費

1. 水洗化にかかる改造工事費

便室の改修や給排水設備など、水洗化にかかる改造工事費は、その家の構造や改造の方法によって異なりますが、標準的な工事費は下記のとおりです。

町では、その工事費の60万円を上限として、工事費の3分の2を補助します。

【水洗化にかかる標準的な改造工事費】

区分	内容	費用	備考
排水設備工事	排水管15mの場合	150,000円	管延長距離により増減
衛生設備工事	便器一式・設置費	250,000円	金額に大きな差あり
便槽処理工事	便槽取り壊し・消毒・埋め戻し	35,000円	
便室改造工事	床、壁改修、コンセント設置	120,000円	必要な場合
給水工事	給水管10m程度、水抜き栓	45,000円	管延長距離により増減
合計		600,000円	

※例えば、上記60万円の工事費の場合、町補助が40万円で、使用者の負担は20万円となります。